

居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導に関する重要事項説明書

居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導（以下「居宅療養管理指導等」という）等の提供開始にあたり、厚令第37号第8条、第91条に基づいて、当事業者が説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者概要

事業者名称	医療法人財団 東京勤労者医療会
所在地	東京都渋谷区千駄ヶ谷1-30-7
代表者名	理事長 下 正宗
設立年月日	1993年5月
電話番号	法人総務 03-5366-6892

2. ご利用事業所

ご利用事業所の名称	みさと協立診療所
サービスの種類	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導
指定事業所番号	1111202159
所在地	〒341-0016 埼玉県三郷市田中新田273-1
電話番号	048-959-1811
FAX番号	048-959-1819
管理者の氏名	所長 矢花孝文
サービス提供地域	三郷市、吉川市、流山市内一部（他地域は応相談）

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	医療法人財団東京勤労者医療会が開設するみさと協立診療所（以下：事業所という）が行う居宅療養管理指導の事業（以下：事業という）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従事者が、要支援状態または要介護状態にある利用者様に対して、適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とします。
運営方針	1 事業の実施に当たっては、利用者様の意思及び人格を尊重して、常に利用者様の立場に立ったサービスの提供に努めます。 2 事業者は、要支援、要介護状態にかかわらず、利用者様が可能な

	<p>限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その居宅を訪問して、利用者様の心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者様の心身の維持回復を図り、もって利用者様の療養生活の維持又は質の向上を目指すことに努めます。</p> <p>3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。</p>
--	--

4. 営業時間

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。
ただし、祝日、5月1日及び12月29日～1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 (月～金) 午前8時45分から午後5時10分
(土) 午前8時45分から午後0時30分

5. 提供するサービス内容

(1) 医師による居宅療養管理指導

居宅介護支援事業所（ケアマネージャー）が作成する居宅サービス計画（ケアプラン）に必要な情報の提供や、利用者様やそのご家族等に対する、療養上必要な指導・助言を行ないます。

(2) 薬剤師による居宅療養管理指導

医師の指示に基づき、薬歴管理、服薬指導、薬剤服用状況及び薬剤保管状況の確認を行ない、療養上必要な指導・助言を行ないます、

6. 利用料

(1) 居宅療養管理指導費

居宅療養管理指導費を提供した場合の指導料の金額は、厚生労働大臣が定める基準によるもので、利用者負担額は、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額となります。

※以下の料金は、1割負担の方の料金になります。

医師が行う場合	居宅療養管理指導費 (I)	単一建物居住者1人 515円/1回（月2回を限度）
		単一建物居住者2～9人 487円/1回（月2回を限度）
		単一建物居住者10人以上 446円/1回（月2回を限度）

	居宅療養管理指導費 (Ⅱ) (在宅時医学総合管理料 を算定する場合)	単一建物居住者 1 人 299 円/1 回 (月 2 回を限度)
		単一建物居住者 2~9 人 287 円/1 回 (月 2 回を限度)
		単一建物居住者 10 人以上 260 円/1 回 (月 2 回を限度)
薬剤師が行う場 合	居宅療養管理指導費	単一建物居住者 1 人 566 円/1 回 (月 2 回を限度)
		単一建物居住者 2~9 人 417 円/1 回 (月 2 回を限度)
		単一建物居住者 10 人以上 380 円/1 回 (月 2 回を限度)
	麻薬などの特別な薬剤を 使用している場合	上記金額に、加算します 100 円/1 回

(2) その他費用

居宅療養管理指導等の提供に要する交通費は、その実費を徴収いたします。自動車を使用した場合の交通費は、600 円 (税込) です。ただし、往診、訪問診療と併せて居宅療養管理指導等を提供した場合は、別に徴収はいたしません。

7. 相談・苦情等の窓口

利用者様又はそのご家族等からの相談・苦情等に対応するため窓口を設置し、迅速かつ適切に対応いたします。事業所の窓口の他に、市町村、国民健康保険団体連合会にも窓口が設置されています。

事業者の窓口 みさと協立診療所	ご利用時間 月～金 8時45分～17時10分 ご利用方法 電話 048-959-1811 ファックス 048-959-1819
埼玉県三郷市 長寿いきがい課	所在地 埼玉県三郷市花和田648-1 ご利用時間 月～金 9時00分～17時00分 ご利用方法 電話 048-930-7788 ファックス 048-953-7881
埼玉県吉川市 長寿支援課	所在地 埼玉県吉川市きよみ野一丁目1番地 ご利用時間 月～金 9時00分～17時00分 ご利用方法 電話 048-982-5119 ファックス 048-981-5392
埼玉県国民健康保険 団体連合会 介護保険課苦情処理係	所在地 埼玉県さいたま市中央区大字下落合1704(国保会館) ご利用時間 月～金 9時00分～17時00分 ご利用方法 電話 048-824-2537

8. 事故発生時の対応

利用者様に対する居宅療養管理指導等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者様のご家族、介護支援専門員（介護予防にあつては地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

事業所は、万が一の事故発生に備えて損害賠償責任保険に加入しています。

9. 個人情報の保護

事業所の従業者は、業務上知り得た利用者様及びそのご家族の秘密及び個人情報について、正当な理由なく第三者に漏らすことはいたしません。また、従業者であった者に、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含めます。

ただし、居宅療養管理指導等を行う上で、居宅介護事業所、連携医療機関、調剤薬局、訪問看護ステーションなどとの連携・調整・照会等が必要となる場合があります。必要に応じて情報提供を行うため、あらかじめ利用者様及びご家族様の同意を得るものとし、情報提供の際には、細心の注意を払い不必要な情報開示はいたしません。

10. 緊急時の対応方法

24時間、常時連絡が可能な体制をとっています。必要に応じ、利用者様の主治医、連携医療機関に連絡し、対応いたします。

緊急連絡先 みさと協立診療所（代表） 048-959-1811